

地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準の制定について

1 条例の概要

(1) 愛知県指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設等の基準を定める条例(仮称)

◆制定の理由

地域主権改革推進第1次及び第2次一括法の制定に伴い児童福祉法が改正され、指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設等の申請、人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があるため。

◆条例の内容

○独自基準

非常災害対策

指定障害児通所支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画、特に大規模な地震や風水害に備えた計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

指定障害児通所支援事業者は非常災害時における利用者等の安全が図られるよう、あらかじめ市町村、近隣住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めるものとする。

記録の整備

指定障害児通所支援事業者は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する記録を整備するとともに、法第二十一条の五の二により規定される障害児通所給付費等の報酬に関わる記録を当該請求をした日から五年間保存しなければならない。

※独自基準以外は国の省令どおり制定する。(従業者の員数、居室面積等)

○施行期日 平成25年4月1日

(2) 愛知県指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の基準を定める条例(仮称)

◆制定の理由

地域主権改革推進第1次及び2次一括法の制定に伴い自立支援法が改正され、指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の申請、人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があるため。

◆条例の内容

○独自基準

非常災害対策

指定障害福祉サービス事業者（居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者を除く。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画、特に大規模な地震や風水害に備えた計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

指定障害福祉サービス事業者は非常災害時における利用者等の安全が図られるよう、あらかじめ市町村、近隣住民、他の社会福祉施設等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めるものとする。

記録の整備

指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する記録を整備するとともに、法第六条により規定される自立支援給付費の報酬に関わる記録を当該請求をした日から五年間保存しなければならない

※独自基準以外は国の省令どおり制定する。（従業者の員数、居室面積等）

○施行期日 平成25年4月1日

2 パブリックコメントの結果について

(1) 意見募集期間

平成24年8月14日（火）から平成24年9月13日（木）

(2) 応募の状況

応募件数1件（50代女性（西三河在住）。ファクシミリによる応募）

(3) 意見概要等

| 意見概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| 愛知県の各種条例に「栄養士」の記載がある箇所についてすべて「管理栄養士・栄養士」へと記載方法を変更してもらいたい。 | 基準において、管理栄養士及び栄養士は業務上で区別されているものではないため、条例に反映されるものではありません。 |

3 今後のスケジュール

- ・平成24年12月議会 条例提案
- ・平成25年4月1日 条例施行